

第3回 読谷村農業委員会総会 議事録

開催年月日	令和2年11月25日(水)				
開催時刻	13時30分 開会 15時02分 閉会				
開催場所	読谷村文化センター 中ホール				
農業委員の出欠状況	出席者8名 欠席者2名				
議席番号	氏名	摘要	議席番号	氏名	摘要
1番	伊波 正景	欠	6番	知花 勝也	出
2番	屋宜 清	出	7番	知花 竜	欠
3番	上地 和豊	出	8番	知花 毅	出
4番	與久田 一徳	出	9番	真栄田 武	出
5番	比嘉 健二	出	10番	比嘉 幸男	出
農地利用最適化推進委員の出欠状況		出席者8名 欠席者なし			
氏名		摘要	氏名		摘要
知花 勝		出	仲村渠 英正		出
津波 宏		出	比嘉 豊彦		出
上地 邦彦		出	棚原 靖		出
比嘉 光雄		出	江田 守恭		出
議事録署名委員	5番 比嘉 健二 6番 知花 勝也				
事務局職員	局長 宇根 雄司 係長 當山 元進				
議事参与者					

議事日程

日程1	会議録署名委員の指名について
日程2	会期の決定について
日程3	会長諸般の報告
日程4	報告第2号 農地転用許可指令の接受について
日程5	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程6	議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程7	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程8	議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請について
日程9	議案第2号 非農地証明願いについて
日程10	議案第1号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について

- 議長 皆さん、こんにちは。これより第3回読谷村農業委員会総会を開催いたします。
- 日程1 会議録署名委員の指名について —
— 日程2 会期の決定について —
— 日程3 会長諸般の報告 —
- 議長 引き続き、議案のほうに移って進行したいと思っております。
まず、日程4 報告第2号 農地転用許可指令の接受について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 報告第2号 農地転用許可指令の接受について報告
- 議長 これは報告ですので、特に質問がなければ次に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。
- （「はい」の声あり）
- 議長 では次に、日程5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。
- 事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明
- 議長 ただいま議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての提案理由の説明がありました。この議案の審議につきましては、事務局が写真を掲載しておりますので、現地調査を省略し、地区担当者からのご意見を伺い、質疑、採決を行ってまいります。
これより審議に入ります。受付番号順に地区担当者のご意見をお願いしたいと思います。
- 推進委員
(知花) 事務局の當山さんと一緒に現地を調査してきました。事務局のほうからきれいに整備されて問題ないというふうな形で説明されているとおりであります。既にトラクターも入れられているという、耕作の準備もされておりました。以上で報告を終わります。

議長

ただいま知花推進委員のほうからは許可相当のご意見を伺っております。他の委員からのご質疑がありましたら。

委員（5番）

5番比嘉です。ちょっと事務局にお尋ねしたいのですけれども、この自分の圃場の隣であります。これは芋と書かれているのですけれども、これは前、自分が農業委員をやる前に芋は不許可が出て、途中から野菜に変わったんですよ。そのときに、自分たちはキク屋なんですけど、もういろいろ調べられて臭いがする、髪まで臭いがするよといろいろ苦情を受けたんですよ。そのときに、この農業者は周りがキク農家というのを理解できて借りているんですか。もし芋から野菜に変わって、そこまで言われたら難しくて、自分たちも気を遣って仕事ができないということで撤退したところもあって、こういう貸し借りをやるときは中間管理機構とかが入ったときには、周りにキク農家があるんですが大丈夫ですかという一言は伝えてあるんですか。

事務局

やはり畑を借りるときは周りも見てから借りないといけないのは、皆さん農業されているからもちろん、そのとおりだと思います。この方については実は高志保の地区担当だった比嘉國夫さんが結構面倒を見ておられる方です。玉ねぎとか作られていてですね。おっしゃるように、今現在、申請地はこれは恐らく平張りのそばだと思います。この借受人から相談があったのは、農地の所有者である〇〇さんたちから「どうせ畑しないから使ってくれないか」というのをもちかけられたそうです。それで、今回の3条申請になっていて、たしか営農計画も芋でしたかね、さつまいもですね。なので、もし仮に今日許可が下りたときには、許可証を交付するときに、隣はキクですよ、隣ともめないように仲良くやってくださいよというのは僕らからも言えますけれども、できましたらその地区の推進委員の知花委員からもちょうくちよく回っていただいて、隣同士の畑とトラブルがないような誘導もお願いするのも推進委員のお仕事になるのかなと思っていますので、そこら辺のアフターフォローを逆に事務局のほうからお願いしたいと思っています。もちろん事務局のほうからも、結局後から来て、キクが農薬がどうのこうのという話はできないはずですから、隣とも仲良くやってく

推進委員
(知花)

ださいよというのはもちろん指導はします。

先ほど簡単にやったんですが、貸付人の皆さん方で、これは多分相続がされていなくて連名での貸し手になっているんですが、借受人さん自身も非常によく知っています。私の畑の近くでも現に紅芋を作って、主に北谷のニライ市場のほうに出しています。比嘉〇〇さんたちの畑なども活用して、野菜はハウスでの栽培とかしています。ですから信用できると思います。ここにもまた芋畑を広げるんだなという認識をしています。野菜は野菜で別個に、以前借りた場所で作っていますので大丈夫だと思います。

委員 (5番)

分かりました。ありがとうございます。

議長

他に何かご質問ありますか。今の地区担当の知花さんの意見としましては、貸付人も借受人も両方よく知っているということと、あとは、許可基準上もクリアしておりますので、何ら問題はないということの許可相当の意見であります。

他に質問がなければ質疑を終結しまして、これより採決を行いたいと思います。受付番号1番については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番については原案どおり決定したいと思います。

次の審議に入ります。受付番号2番について、地区担当者のご意見をお願いいたします。

推進委員
(棚原)

棚原です。先日、事務局の當山さんと現場確認して現状はサトウキビが植えられており、申請人の営農計画書によると、農業を始めて5年になっており、マンゴーやバナナを栽培しているということです。添付されている耕作証明書では作物名が空白となっていますが、ご本人の営農状況、恩納村での栽培状況と申請地のサトウキビについて事務局のほうからも説明をお願いします。

事務局

お手元の議案書の17ページと18ページのほうもご覧になりながら

確認をお願いいたします。申請人が宜野湾市の方で畑が恩納村ということで、村内はちょっと分からないので問合せをしています。また、本人の代理人のほうに問合せをしたところ、この譲受人さんという方は現在建設業に従事している方で、会社の代表を務めていて、経営のほうも子供に譲ったので農業を200日確保できますということでした。耕作証明のほうにつきましては、居住地の宜野湾のほうに出したときにはまだ畑のほうに植え付けをしていなかったもので、空白の状況で出したということでした。宜野湾市のほうから恩納村のほうに問合せが行くんですけれども、そのときに植え付けしていないと耕作証明が出せませんよということで、耕してバナナとマンゴーのほうに植え付けたということを恩納村農業委員会が確認したということで、現在は畑として利用されていますということでの耕作証明が出されています。

あと、現在の申請地にあるサトウキビなんですけれども、この土地は利用権設定が設定されていて、瀬名波在住の方がキビを植えていたということが確認取れています。

今回売買するということに対して、令和2年9月で利用権が合意解約されまして、キビは譲受人がそのまま使うことで、譲渡人と耕作者との間でも合意が取れているということです。

この土地では何を植えるんですかということと同じように確認したところ、読谷ではキビを植えていくということでの回答をいただいています。状況については以上です。お願いいたします。

議長

受付番号2番については、先ほど棚原推進委員のほうから許可相当のご意見がありまして、今の事務局の説明も受けて、よろしいでしょうか。他に何かご質問ございますか。

推進委員
(上地)

上地ですけれども、これはマンゴーは畑とありますけれども、これはハウスですか。

事務局

そうです。全体ではなくて、その中の一部にマンゴーという形をやっているということで、施設栽培をやっているという確認はいただいています。

議長

他の委員からの質問がなければ進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

それでは質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号2番については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号2番については、原案どおり決定いたしました。

続きまして日程6 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について議題とします。この議案の審議につきましても、事務局が写真を掲載しておりますので、現地調査を省略し、地区担当者からのご意見を伺い、質疑、採決を行ってまいります。事務局のほうから提案の説明をお願いしたいと思います。

事務局

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について説明

議長

それでは、議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について議題とします。受付番号1番について、地区担当者のご意見をお願いいたします。

推進委員
(上地)

写真3ページを見てください。これから見ると、下のほうは住宅です。上のほうに畑が現在3方囲まれて、右のほうが本人の畑で、今現在畑をやっているところの左上のほうに墓を造りたいと。これを見ると、3方墓に囲まれて、上のほうにちょっと畑のほうはあるんだけれども、墓地があるということで許可相当じゃないかと思えます。以上です。

議長

ただいま地区担当者のほうからは許可相当のご意見を伺っております。他の委員からのご質疑等ありましたらお願いいたします。

委員(9番)

真栄田です。この墓を建てるところは、枝番が5ということで分筆されているみたいなんですけれども、もともと予定があつてそういうふうに分筆というのはできるんですか。

事務局	分筆というのは農地転用の許可とかはなしに分筆することは可能です。今回、もともと1つの畑から墓の部分転用する部分だけを分筆して、その部分にお墓を造るということです。許可の前の分筆というのは問題ないです。
委員（9番）	問題ない。
事務局	はい。
委員（9番）	確認したいことは、この土地は分筆されているんですが、その中で何も建てないのにこういうふうに分筆が可能ということを知ったかっただけです。
事務局	農地法の許可をもらわなくても分筆は可能です。
委員（7番）	将来的には墓を建てようという予定ではあったということですね。
事務局	分筆して、墓地を造っていたということです。
議長	他に委員のほうからご質問ないでしょうか。なければ進行してよろしいですか。
	（「はい」の声あり）
議長	では質疑を終結し、これより採決を行います。 受付番号1番については、地区担当者のご意見のとおり許可相当で決定することにご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号1番については許可相当で進達することに決定いたしました。 続きまして日程7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

事務局	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明
議長	ただいま議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、提案理由の説明がございました。この議案の審議についても写真に掲載おりますので、現地調査を省略して地区担当者のほうからご意見を伺い、質疑、採決を行ってまいります。これより審議に入ります。受付番号1番について、地区担当者のご意見をお願いいたします。
委員（3番）	3番上地です。航空写真を見てもらっても分かるように、周りも住宅地に囲まれていますし、許可基準上も何ら問題ないので許可相当でお願いします。
議長	これは同じ地区担当の棚原さんも同意見でよろしいですか。
推進委員 （棚原）	はい。
議長	他の委員からのご質疑等ありましたら、お願いいたします。 （「進行」の声あり）
議長	なければ進行したいと思います。 それでは質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号1番については、地区担当者のご意見のとおり許可相当で決定することにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号1番については、許可相当で進達することに決定いたしました。 次の審議に入ります。受付番号2番について地区担当者のご意見をお願いいたします。
推進委員 （比嘉光）	比嘉です。事務局の當山さんと現地の様子を確認いたしまして、周囲は畑はまだ残ってはいますけれども、周囲には住宅やお店、お

そば屋さん、墓等がありました。許可基準の適合表について、當山さんのほうから説明をよろしくお願いいたします。

事務局

許可基準適合表の説明をさせていただきます。許可基準適合表には×が2つついています。こちらは行政庁の免許許可、認可等の見込みがあるか、また法令、条例により義務付けられる行政庁との協議の実施ということが×となっています。

計画ではそれぞれ1筆ごとに平屋の貸し住宅を1棟ずつ建てるという計画になっています。それぞれが650平米を超えて、全体で1,312平米の大規模な建築になります。村の条例では500平米を超える開発のときには事前に協議が必要となっておりますが、現在、今日時点でも確認したんですが、まだ担当の都市計画課との協議のほうが行われていないという確認が取れましたので×となっています。以上です。よろしく申し上げます。

議長

今、事務局のほうから説明がありましたように、この方については500平米を超えていることで、まだ開発申請の許可がクリアしていないと、それで×がついておりますが、その他に何かご意見等がありますか。地区担当のご意見からまず。

推進委員
(比嘉光)

周辺は住宅や墓地でありますので、平屋建ての住宅は土地利用としてはいいとは思いますが、ただいま事務局から説明がありましたとおり、住宅を建築するために必要な開発の協議がないということでもありますので、そのため今回の申請は不許可相当だと思います。

議長

地区担当のご意見は不許可のご意見であります。それでは審議をしたいと思っております。受付番号2番については不許可で決定したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

続きまして、受付番号3番について審議に入りたいと思っております。地区担当のご意見をお願いいたします。

推進委員
(知花)

私も事務局の當山さんと一緒に現地調査をいたしました。結論としては問題ない場所だというふうなことで、現地調査したら6ページの写真をご覧になっていただくと分かるわけですが、申請地番で分筆された内の何筆かは、既にお墓が造られています。お墓の地域として、高志保でもこの地域に隣接するように西部地区の中でこの上のほうに墓地としてまとめた経緯もございます。以上です。

議長

知花推進委員のほうからは許可相当のご意見でよろしいですか。他に委員のほうからのご質疑がありましたらお願いしたいと思えます。

(「進行」の声あり)

議長

進行の声がありますので、質疑を終結し、これより採決を行います。受付番号3番については、地区担当のご意見のとおり許可相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号3番については許可相当で進達することに決定いたしました。

次の審議に移ります。受付番号4番について、地区担当者のご意見をお願いいたします。

推進委員
(江田)

江田です。事務局の當山さんと現地確認してまいりました。事務局のほうから改めて説明をお願いします。

事務局

改めて説明させていただきます。航空写真の7番のほうを見ながらお願いいたします。今回墓の手前、真ん中のほうに大きいお墓があります。その墓の手前、少し上のほうに、もうほとんど赤い線になっている部分ですね、こちらの3筆の転用申請となっています。こちらのほうはなぜこういう形、何があるかという、右側の写真のようにコンクリートの塀が打たれていて、この部分だけ分筆されているということです。

代理人のほうになぜこういう土地の切り方になったんですかと確認したところ、隣の土地の地主から境界をはっきりさせてほしいと

いう要望があったということもありまして、畑のまま分筆してコンクリートの塀を打ったということでした。以上です。

議長 江田推進委員は、事務局の説明でよろしいですか。

**推進委員
(江田)** 航空写真でも確認できると思うんですけども、周りのほうは墓地として利用されておりますし、墓地利用のためのコンクリートの塀を設置する申請で、あと始末書のほうも提出されているということですので、許可相当ではないかと考えております。以上です。

議長 他の委員の質問はありませんでしょうか。

では質疑を終結して、これより採決を行いたいと思います。受付番号4番については、地区担当者のご意見のとおり許可相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、受付番号4番については許可相当で進達することに決定いたしました。

続きまして日程8 議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請について説明

議長 ただいま議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請についての提案理由の説明がございました。この議案の審議につきましても写真を掲載しておりますので、現地調査を省略して地区担当者のほうからご意見を伺い、質疑、採決を行ってまいりたいと思います。これより審議に入ります。受付番号1番について、地区担当者のご意見をお願いいたします。

**推進委員
(比嘉豊)** 推進委員の比嘉です。現地調査を行ったのですが、航空写真の8ページはご覧のとおり、周辺が住宅に囲まれていまして、利用計画の変更は問題ないと思いますが、事務局の補足をお願いします。

事務局

こちらは当初、平成24年に一般住宅ということで申請があって、当時も許可ということで県知事からも許可が出ておりました。今回、議案のほうにも書いてあるんですが、権利変更など予算の都合上、規模を縮小するというので、当初面積149.74平米であったところを115.88平米の建築面積に縮小する形で計画があったということでした。

県のほうに確認したところ、建築面積が30平米近く変更になったので、計画変更を申請お願いしますということでしたので、今回変更という形になっています。

委員（8番）

これを見たら、単純に軽微な建築面積の変更のみだというふうに理解するんですが、じゃあこの事業計画変更の承認のどれだけの面積の増減によって事業計画変更承認の指導をされているんですか。

事務局

明確な面積というものはないんですが、今回、先ほどの30平米を超えるという形で県のほうからあって、あともう一つは、浄化槽の位置が今回場所が変わったということも県のほうからは……

委員（8番）

とても曖昧だと思っているんだけど。そうすると、とても建築面積からしてもほんのわずかな、時代の情勢を見たらそういうこともあると思うんですが、その都度そういう形で、過度な村の指導じゃないかと思ったりするんですが。

事務局

だから、それは僕らはずっと県のほうには、それは違いますでしょう、農地法の範疇を超えていますでしょうとかというのは、常に戦ってはいるんです。

委員（8番）

というのは、建築基準法でもこれだけ変更があった場合は変更申請を出すわけですよ。ましてや農地という底地の問題であって、普通の建物は建築基準法の中で変更申請が行われるわけですよ。ですから転用のやって、ただその上に建つ上物の内容が変わるのを農業委員会の申請の中でこれが出てくること自体、私はおかしいと思う。

事務局

確かに知花委員がおっしゃるように、底地が変わらない。例えば

300平米を全部転用しますとやっいて、例えば建物の間取りが変わるとかというのは、今までも県の農政経済課は間取りが変わるぐらいだったらいいですよというのが農政経済課のスタンスでした。

委員（8番） これは過度な介入じゃないか。

事務局 最近だからそうなんですよ。実は、農政経済課にも、担当が変わるとこういうふうにするというのは、他の市町村に聞いてもそういう事例が多々今出ているんですね。ですから、私たちもこれは、ここまで資料を求める必要はないんじゃないですかというのは常に…。

委員（8番） 農地法の範疇じゃないと思うけど。

事務局 だから、今、知花委員と僕がけんかしているわけではなくて、今現状は許可権者である県の担当がそういうふうに今やっていますよ。ただ、僕らはじゃあ言われたとおりに、ああそうですかではやっていなくて、必要以上に資料は申請人に求めないようには私らも努力しています。ただ、許可権者が県なものですから、これを出さないと下ろさないよというのが県の今のスタンスなんです。だけれども私らも間取りが変わるぐらいとか、極端にですよ、平屋が2階になるんだったらそれはもう出さないといけないでしょうという話はずっとしています。

委員（8番） だから、先ほど言ったように、じゃあ10平米なるよ。

事務局 だから、それも明確に基準を示しきれていないんですよ。

委員（8番） 誰のための法律。

事務局 一応、県のほうと何度も私のほうが主にやり取りしているんですけども、少なくとも建築基準法の10平米というのがあるので、せめてその範囲は問題ないですよということで一応確認をとったことはあります。今回は30平米を超える面積が増えたんじゃない、減ですよ、それでも駄目なんですかという話をしたんですけども、

駄目という話でした。別の案件では140平米の建築面積に対して2、3平米程度の変更だったらいいですかねということで、許可したときの図面と今回の図面と両方出して比較して、その都度県の判断を求めているような状態です。

委員（8番）

僕は過度な指導だと思うけどね。

事務局

おっしゃるとおりで、今そういう事例がうるま市でも出ているし、読谷村でも出ているし、北中城村でも出ているんですよ。ちょうど今週の金曜日に中部の事務研究会というのがあって、今、読谷村からこういう事例で過度に資料要求であったり、過度な指導が今増えてきているという研究テーマで今週金曜日にちょうど話合いがあります。

その中で、中部の意見としてまとめれば、それをまた農政経済課にぶつけるというような、ぶつけるという言い方は失礼ですけども、統一ルールを作ってくれと。人間が変わったら今まで必要なかったものを出せ、また変わるとまた必要ないというのは、窓口で私たち業者に案内するときに、「何で前は駄目だったのに今はいいの」「今はいいのに、あっちでは駄目なの」と、こういう基準が今曖昧なところがあるんですよ。それは統一しましょうということで県には要請は今後していく予定で今うるま市の事務局と話合いを詰めていますので、なるべく明確な基準、なおかつ申請人にそんなに負担にならないようなもので県のほうにも要請していきたいと思っています。ご了承ください。

議長

今の事務局の説明の中にもありましたけれども、この事業計画変更承認については、読谷に限らず他の市町村のほうでも事例が出ていると。今後また連携をしながら一つにまとめていきたいという事務局の意見でありますので、これはまた次回にどうなったかについては事務局のほうからまた説明をしたいと思いますが、知花委員、この説明で今のところよろしいですか。

他に何かご質問ありましたら。進行してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長 先ほどの地区担当のほうからは許可相当のご意見がありました。では、質疑を終結しまして、これより採決を行いたいと思います。受付番号1番については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ありがとうございます。
次に日程9 議案第2号 非農地証明願いについて議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号 非農地証明願いについて説明

議長 ただいま、議案第2号 非農地証明願いについて、提案理由の説明がございました。この議案の審議につきましても写真を掲載しておりますので、現地調査を省略し、地区担当者からのご意見を伺い、質疑、採決を行ってまいります。これより審議に入ります。受付番号1番について、地区担当者のご意見をお願いいたします。

推進委員 (比嘉豊) 比嘉です。受付番号1番は、航空写真9ページをご覧ください。現地調査を行ったんですが、高木や、長い間耕作されているような土地ではないため、非農地証明相当ではないかと思います。

議長 地区担当の比嘉推進委員のほうは許可相当のご意見であります。他の委員からのご質疑がありましたら、お願いいたします。他にご質疑ありませんか。

推進委員 (上地)
事務局 これは、畑は両方一緒に非農地証明出しているわけ。
今回申請のうち、地主さんは同じ方で2筆です。

推進委員 (上地) こんなにしてできるのか。できる？ 場所が違うのに一緒にできるわけという話です。

事務局 この証明願い出の土地の記載の方法が3行、4行複数筆ある場

合、まとめてやることはできますので、一応こういった形で対応はしていきます。

事務局長 上地推進委員が言っているのは、この議案でいいのかという意味じゃない。別に複数申請だけど、願出人は一つだけど場所が違うから。地番、1筆ごとではないかと言っているわけです。

事務局 すみません、失礼しました。

議長 他にご質問ありますか。

委員（6番） 6番知花です。関係ない話かもしれないんだけど。この申請番号1番と3番の願出人が違うけど、住所が同じで、申請地が違うというのは何かありますか。

事務局 こちらの願出人住所ですが、同じ事務所の従業員の方で、申請書には、それぞれの従業員名で申請が上がっています。

委員（6番） 会社ということ。

事務局 代理人ですね。それぞれ、1番の願出人と3番の願出人は社員の方が委任状を持って申請に来たということです。

委員（6番） これは何かそういうふうに表記することはない。例えば何とか会社とかありますよね。代表社員とか。

委員（8番） これ例えば、さっきに関連して、願出人住所、この1番願出人と3番願出人、これは実際現住所的に同じ家屋に住んでいるということを確認していない。

事務局 会社です。例えばここに会社の住所、会社名、代理人というふうには書けば多分こんがらがわないと思います。ただ、今、この願出人の会社の住所と願出人の名前だけを記入しているので、多分個人で申請に来ているような感じで受け止められているはずですから、ここは会社名も入れましょうね。

議長 休憩します。

— 休憩 —

— 再開 —

議長 再開します。

ただいま地区担当者のほうからは許可相当のご意見を伺っております。では、質疑を終結して、これより採決に入りたいと思います。受付番号1番については、地区担当者のご意見のとおり、証明相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、受付番号1番については、証明相当と決定いたしました。

次の審議に入ります。受付番号2番について、地区担当者のご意見をお願いいたします。

推進委員
(仲村渠) 仲村渠です。先週の月曜日、當山係長と一緒に現場を確認したんですが、周りを全部家に囲まれて、進入路もないし、もう原野化している状態でありました。よって、非農地証明相当でいいかと思っています。以上です。

議長 ただいま地区担当者のほうからは許可相当のご意見が出ましたけれども、他の委員からのご質疑等ありましたらお願いします。

(「進行」の声あり)

議長 進行の声がありますので、質疑を終結して、これより採決に入ります。受付番号2番については、地区担当者のご意見のとおり、証明相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 異議なしと認め、受付番号2番については、証明相当で決定しました。
- 次の審議に入ります。受付番号3番について、地区担当者のご意見をお願いいたします。
- 推進委員
(江田) こちらのほう、事務局の當山さんと現場のほうを確認してきました。周辺は急な傾斜した土地となっていて、申請の土地はその途中にあって高い木が生い茂っておりましたので、非農地としていいのではないかと思います。11ページの写真のほうにも掲載がされておりますので、ご確認よろしくお願ひします。以上です。
- 議長 地区担当のほうからは、証明相当のご意見が出ておりますが、他の委員のご意見がありましたらお願ひします。
- 委員(2番) 2番屋宜です。江田推進委員とも現地確認したところ、トラクターが入れるような土地ではないですね。急な傾斜地で長年耕作されている様子もないので、証明相当と思います。
- 議長 屋宜委員も証明相当のご意見であります。進行してよろしいですか。
- (「はい」の声あり)
- 議長 では質疑を終結しまして、これより採決に入ります。受付番号3番については、地区担当者のご意見のとおり証明相当で決定することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長 異議なしと認め、受付番号3番については、証明相当と決定しました。
- (「はい」の声あり)
- 議長 次の審議に入ります。受付番号4番について、地区担当者のご意

- 見をお願いいたします。
- 推進委員
(江田)** こちらのほう、事務局の當山さん、また農業委員の屋宜さんとも現地のほうを確認してきました。こちらのほうは草刈り機ですとか、雑草が密に生い茂っておりまして、周りは住宅地と原野に囲まれていますので、農業するのはちょっと厳しいのかなということで非農地としていいのではないかと思います。以上です。
- 議長** 江田推進委員のほうも現地調査をした結果、証明相当の意見がありましたけれども、屋宜委員からもこの件については。
- 委員 (2番)** 同じ意見でございます。
- 議長** 他の委員からのご質問がありましたらお願いします。進行してよろしいですか。
- (「はい」の声あり)
- 議長** それでは質疑を終結し、これより採決に入ります。受付番号4番については、地区担当者のご意見のとおり証明相当で決定することにご異議ございませんか。
- (「はい」の声あり)
- 議長** 異議なしと認め、受付番号4番については、証明相当と決定しました。
- 議長** 次の審議に入ります。受付番号5番について、地区担当者のご見をお願いいたします。
- 推進委員
(津波)** 津波です。事務局の當山さんと現場を確認しました。周囲が木とか、雑草とか生えていまして、あとは周りまで住宅がせめてきています。その土地は傾斜地となっていまして、長い間耕したような様子がなかったので、それを非農地ということでもいいんじゃないかと思えます。以上です。

議長 地区担当者のほうからは許可相当のご意見であります。他の委員からのご質問はございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしの声がありますので、質疑を終結しまして、これより採決に入ります。受付番号5番については、地区担当者のご意見のとおり証明相当で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、受付番号5番については、証明相当と決定しました。現地調査確認書の記載については事務局に一任することよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長 異議なしと認め、現地調査確認書の記載についても事務局に一任することに決定いたしました。

続きまして日程10 議案第1号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

事務局 議案第1号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について説明

議長 ただいま議案第1号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定についての提案理由の説明がございました。本議案は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定に基づき、農業委員会の意見が求められております。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。

推進委員
(上地) 上地ですけれども、新規がかなり多いですね。これは新しい農業をしている人が借りているわけですか。それとも、ちょっとやっている人が新たにまた規模拡大とか、そういうものでやっているの

か。その辺の情報はありますか。

事務局

今回、33ページの間管理機構公社のほうから、農地の借入れをされる番号65番、66番、この方は畜産農家です。この方が新規で2筆公社から借受けをします。もう1筆が番号67番、この方はキビと芋の栽培農家ですけれども、このお二人とも認定新規就農者として村のほうで認定されている方々です。ですので、公社のほうから新規で今回農地の借受けをすることでの議案となっています。

議長

上地推進委員は、今の事務局の説明でよろしいですか。

推進委員
(上地)

これは前から農業やっていた人ですよ。新しく農業をやって土地を借りたという人は。

事務局

今回新しく権利設定しているんですけども、今回は新規参入でこれに入ってくる人はいません。前からやっているんですけども、認定新規という認定をされている方が2人いたので、この方々が3筆今回借りましたよという意味です。

議長

他の委員からのご質疑がありましたら。なければ進行してよろしいですか。

(「進行」の声あり)

議長

では質疑を終結し、これより採決を行います。議案第1号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議案第1号は原案どおり決定されました。

以上、第3回読谷村農業委員会総会につきましては、一通り全ての議案の審議を終了いたしました。議決事項における議事整理についてお諮りします。本総会における字句、数字の修正、整理については、会議規則第30条の規定により会長に一任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、会長に一任することに決定をいたしました。
委員の皆さんのご協力の下、第3回総会が無事に終了したことに
対しご礼を申し上げます。その後の確認事項、連絡等につきましては
は、事務局をお願いいたします。